

社会福祉法人 ふなおか福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定により、役員及び評議員の受ける報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長が法人業務にあたった場合、日額2,000円を支給する。

2 評議員が評議員会に出席した場合、日額2,000円を支給する。

3 役員が理事会または評議員会に出席した場合、日額2,000円を支給する。

4 役員が監査会に出席した場合、日額3,000円を支給する。

5 役員及び評議員が理事長の要請により研修等に出席した場合、日額2,000円を支給する。

6 理事で職員としての立場を有する者に対しては、支給しない。

7 報酬は、年度末3月31日（支給日が金融休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員には出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を別に定める旅費規程に基づき支給することができる。

(報酬等の総額)

第4条 評議員に対して、各年度額の総額が150,000円を超えない範囲内で支給する。また理事に対しては、各年度額の総額が150,000円を超えない範囲内で、監事に対しては、各年度額が40,000円を超えない範囲内で支給する。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

この規程は、平成30年12月21日から施行する。